

福島地方気象台標本木植栽工事
仕様書

令和7年度
福島地方気象台

1 工事名称

福島地方気象台標本木植栽工事

2 目的

本工事は、気象台が標本木を主体的に管理可能とするため、副標本木を福島地方気象台露場敷地内に植栽すること目的とする。

3 作業内容

福島地方気象台露場敷地内にウメ（白梅）及びススキを植栽する。植栽場所を別紙2に示す。詳細は別途指示する。

4 受注者調達品

- | | | |
|------------|----|------------|
| (1) ウメ（白梅） | 1本 | （高さ2.5m程度） |
| (2) ススキ | 1株 | （高さ1m程度） |
| (3) 用土及び肥料 | 1式 | |

5 工事場所

福島県福島市松木町1-9

6 連絡先

福島地方気象台

〒960-8112

福島県福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎

TEL (024)534-2161

7 工事期限

令和7年11月28日（金）

8 監督

発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

9 検査

発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。

10 提出書類

以下の書類を電子ファイル形式で提出すること。

電子ファイルは汎用性の高い形式（エクセル、ワード、PDF等）とすること。

(1) 工程表

受注者は、契約後、速やかに作業工程表を監督職員へ提出し承認を得ること。なお、様式

は、受注者側の任意とする。

(2) 作業日報

受注者は、作業後、速やかに作業内容を記入した作業日報を、その都度監督職員に提出すること。作業日報の様式を別紙1に示す。

(3) 工事写真

受注者は、工事工程等について年月日が分かるようデジタルカメラで撮影した写真を、作業終了後、速やかに監督職員に提出すること。その他、営繕工事写真撮影要領（最新版）によること。

11 連絡及び指示事項

(1) 本仕様において、疑義が生じた場合は監督職員と協議の上、その指示に従うこと。

(2) 本作業において、既存観測施設等に損害を与えないよう十分注意すること。

(3) 作業中は、環境保全・事故防止に十分注意すること。

(4) 本作業に伴う発生材は、すべて場外搬出とし、関係法令に基づき処分を行うこと。

(5) 作業終了後、検査職員による検査を受けること。なお、指摘事項については速やかに手直しを行い、再度検査を受けること。

(6) 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年 6 月 19 法律第 54 号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

(7) 高所作業がある場合の墜落制止用器具の着用

労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

作 業 日 報

令和 年 月 日		曜 日		天 候			
契 約 件 名				会 社 名			
作 業 時 間	時 分 ～ 時 分			作 業 責 任 者			
作 業 場 所		作 業 人 員	技 術 者	工 数	技 術 者	進 捗 率 %	
			名		人 時		
			労 務 者		労 務 者		
			名		人 時		
作業内容							
打合せ事項							
材料等の搬入状況							
翌日の予定							

- 注 1 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 とすること。
- 2 この書式は、適宜変更して差し支えない。この場合、出来るだけ上記内容を記載すること。
- 3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合、この写しをもって報告書に代えることができる。

植栽場所：福島市松木町1－9（福島地方気象台露場敷地内）

